

# 犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究

石塚 伸一  
(龍谷大学法務研究科)

キーワード：犯罪者、非行少年、E B P (Evidence-Based-Policy)、危険性予測、処遇評価

## 1. 研究計画

(1) 目的 目的本研究は、犯罪者および非行少年の処遇の調査研究および政策提言に際して、心理学等の人間科学的知見をどのように活用すべきかを総合的に検討することを目的とする。

(2) 組織 上記の目的を達成するため、**総論研究、各論研究および意識調査の3つの研究セクター**を置き、前2者にはそれぞれユニットを設け、その有機的連関を意識して研究計画を遂行している。共同研究者は、石塚伸一、浜井浩一、赤池一将である。また、**連携研究者**として津富宏および丸山泰弘が研究に協力している。

(3) スケジュール 5年間の研究期間を3期に分けている。

まず、**第1期(2011・12年度)**には、研究体制を確立し、**総論的研究**を中心に刑事司法に人間科学的知見を活用する際の方法論的諸問題を明らかにする(①日本の行動科学現状、②諸外国との比較および③E B Pの導入など)。これと併行して、これまでの研究実績も踏まえて、近年の刑事政策における重要なトピックである4つの問題を取り上げ、**各論研究**を進める(①発達障害、②性犯罪者、③薬物依存症者および④刑事施設における宗教活動など)。

**第2期(2013・14年度)**には、上記の調査研究を通じて明らかになった問題点を精査し、これらを踏まえて、**刑事司法に対する意識調査**を実施する。人間科学的知見に関する一般市民と刑事司法の専門家との認識や期待の異同を分析検討する

ことが目標となる。

**第3期(2015年度)**は、**総括**の段階であり、上記の総論的および各論的な調査研究の結果を分析し、これと意識調査の結果とを比較検討することによって、裁判員裁判の時代における人間科学的知見の活用について、そのあるべき姿を検討し、具体的改善策を提案する。

本中間報告の対象である2011・12年度は、第1期に当たる。

## 2. 進捗状況

(1) **総論セクター(石塚伸一)**には、以下の3つのユニットを設け、方法論的諸問題を明らかにすることを目標としている。キーワードは、**透明性と実証性**である。

**方法論ユニット**では、刑事司法における人間科学的知見の活用に関する方法論を調査研究している(石塚)。諸外国の動向を踏まえ、広く方法論的諸問題を検討すると同時に、不定期の拘禁(保安処分や終身刑)の正当化の根拠とされる危険性予測や処遇評価の指標を分析検討している。フランスの保安処分(2012年2月赤池調査)、アメリカの終身刑(2013年2月石塚調査)などの調査の成果を踏まえ、分析をより深めていく予定である。これまでの研究成果の一部は、すでに、アジア犯罪学会(2012年8月韓国ソウル、石塚、丸山)、欧州犯罪学会(2012年8月ビルバオ、石塚)、アメリカ犯罪学会(2012年11月浜井)などの国際学会で報告した。

**再犯予測ユニット**では、再犯予測と効果測定に関する比較研究を行なっている(赤池)。現在、

「危険性（リスク）」をキーワードに不定期の拘禁（保安処分、終身刑など）が正当化され、その対象領域が増大している現状を社会的文脈の中に位置づけようと試みている（赤池：2011年）。

イタリア（2012年3月浜井調査）、ノルウェー（2012年3月石塚調査）、フランス（2012年2月赤池調査）、ドイツ（2012年9月・2013年3月石塚調査）、スペイン（2012年9月石塚調査）、韓国（2012年8月石塚調査）、アメリカ（2012年2月石塚調査）などの海外調査を実施し、成果の一部はすでに公表している（浜井：2013年、石塚：2012年）。

オスロ大学犯罪学研究所におけるニルス・クリスティー教授のインタビュー調査、ドイツにおける保安監置の調査、フランスの研究者からの聴取りなどによって得られた保安拘禁に関するさまざまな知見は、赤池がオルガナイズした2012年7月29日の刑法学会関西部会（於・姫路獨協大学）共同研究「保安処分化する刑事罰と責任論・刑罰論の課題」において一部報告した。その際、石塚は「ドイツにおける保安拘禁の近年の状況について～保安監置をめぐる内外の動向～」報告した（刑法雑誌掲載予定）。

EBPユニットでは、エビデンス・ベイストの政策形成に寄与することを目標として、津富の協力を得て、キャンベル共同調査の成果を翻訳し、ホームページで公開している（<http://fuji.u-shizuoka-ken.ac.jp/~campbell/index.html>）ほか、冊子媒体でも刊行した（津富：2012）。

**（2）各論セクター（赤池一将）** 以下の4つのユニットを設けて各論的研究を進めている。

**発達障害ユニット**では、発達障害を有する少年・成人の処遇に関する調査研究を実施する予定であり、現在、その準備段階にある（浜井：2012a）。

**性犯罪ユニット**では、性犯罪者の処遇に関する調査研究を実施する。現在、総論セクターと連携して、諸外国の性犯罪対策について調査している（赤池）。

**薬物依存ユニット**では、薬物依存症者の処遇に関する調査研究を実施する。薬物依存症者回復支援者研修セミナーを開催した（札幌、京都、川崎、

沖縄、名古屋）。第16回国際犯罪学会（2011年8月・神戸）では丸山の協力を得てセッションとラウンド・テーブルを主催した。また、丸山の協力を得て第4回アジア犯罪学会で共同報告した（詳細は、『矯正講座』第32号に掲載予定）。2012年12月には薬物検査問題に関する公開研究会を開催した。これらの研究の成果を学術書として刊行した（石塚編著：2013）。

**宗教意識ユニット**では、刑事施設における宗教活動に関する調査研究を目標としている。これまでの研究（アンケート調査等の結果）などを学術書として刊行した（赤池＝石塚編著：2012）。

**（3）意識調査セクター（浜井浩一）** 市民と専門家が「矯正と更生保護に対してどのような意識と期待を有しているか」についての実証研究を目指している。アンケート調査の準備を行なった。2014年度には本格的な調査に着手する予定である。

**（4）総括（石塚伸一）** これらの調査結果を踏まえて、裁判員裁判の時代における市民のための矯正・保護と人間科学的知見の活用との関係について、そのあるべき姿を考察し、その成果を発表する。その際、U-Stream や Facebook などの新しい情報媒体の活用を予定し、その検討を始めている。

### 3. 予算執行状況

2011年度には、研究基盤と情報発信能力の向上のため、PC、大型モニター等を配備し、基礎的文献を購入した。イタリア、フランス、ノルウェーなどの海外調査、国内の刑事施設等の実態調査、講演会・研究会への参加、打ち合わせのための会議などに旅費を支出した。外国からの招聘者、その通訳などによる専門的知識の提供に対する謝金を支出した。キャンベル共同計画成果報告書の刊行のために印刷費を支出した。

2012年度には、管理運営用PCの追加購入、関連図書を購入などに備品費を支出した。ドイツ、スペイン、アメリカなどの海外調査、国内の北欧犯罪学の研究会、薬物検査研究会の開催、学会へ

の参加、研修会・研究会の開催、打ち合わせの会議などに旅費を支出した。内外から講師を招き研究会を開催し、専門的知識の提供に対する謝金を支出した。

このほか、新領域全体会議への出席や研究支援者への謝金を共通費として支出している。

この2年間を通じ、龍谷大学矯正・保護総合センターには、人的・物的側面において、全面的な支援をしていただいている。とりわけ、リサーチ・アシスタントの我藤諭さんと南口芙美さんには献身的に支援していただいている。この場を借りて、ここから御礼申し上げたい。

## まとめ

### ～展開期に向けての課題～

全体として見れば順調に進んでいると思われるが、意識調査を実施するための人材の確保などでは若干の遅れがみられる。2013年度には、若手研究者や研究支援者の研修や組織化を進めながら、本格的な実証研究に向けての体制の整備を図りたいと考えている。

## 【参考文献】

- 赤池一将(2010)「「危険性」の系譜と新しい刑罰装置について」(『龍谷法学』(第42巻3号)995～1019頁。
- 赤池一将(2011a)「[講演] La peine de mort et le systeme penal au Japon」(『龍谷法学』第44巻2号)568～578頁。
- 赤池一将(2011b)「日本の被拘禁者と国際人権法～国際人権法と新監獄法下の受刑者の権利～」(『法律時報』第83巻3号16～21頁。
- 赤池一将(2012)「[課題研究] 刑罰としての拘禁の意味を問い返す～刑務所研究の現在と『監獄の誕生』後の刑罰論～」(『犯罪社会学研究』第37号)4～102頁[4～11頁]。
- 赤池一将＝石塚伸一編著(2011年『矯正施設における宗教意識・活動に関する研究-その現在と歴史』(日本評論社)
- 石塚伸一(2011a)「宗教教誨における一宗派・強制主義にいついて——プロイセン監獄学の日本監獄学への影響史の一断面——」(浅田和茂＝石塚伸一＝

葛野尋之＝後藤昭＝福島至編『村井敏邦先生古稀記念論文集』日本評論社)871～895頁。

—石塚伸一(2011b)「刑事裁判は変わったか?——精密司法から核心司法へ——」(『憲法理論叢書⑨』政治変動と憲法理論』敬文堂)135～152頁。

—石塚伸一(2011c)「特集・人間を大切にする刑事政策を求めて:ノルウェー犯罪学の実験(基調講演 解題 N・クリスティは、かく語った)」(『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』第1号)4～62頁[54～60頁]。

—Ishizuka, S. (2012a) "Die Untersuchung ueber die Vereiteln der Zwangsvollstreckung: Eine strafgesetzgebungspolitische Ueberlegung" Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center Journal, No.1, 2011, S.98-103.

—石塚伸一(2012b)「経済危機と犯罪統制政策——財産犯罪と経済犯罪の象徴的操作」(同大会実行委員会発行/報告書編集委員会編『国際犯罪学会第16回世界大会・報告書』)30～36頁。

—石塚伸一(2012c)「刑罰の再社会化機能——日本の新行刑法典——」(金尚均＝ヘニング・ローゼナウ編著『日独シンポジウム・刑罰論と刑罰正義』(成文堂)169～185頁。

—石塚伸一(2012d)「日本版ドラッグ・コートを越えて～新たな早期介入の可能性～」(『犯罪と非行』第169号、2011)132～151頁。

—石塚伸一＝堀川恵子＝布施勇如(2012)「死刑は残虐である～『此花パチンコ店放火事件』傍聴記」(『龍谷法学』第45巻1号)155～242頁。

—石塚伸一編著(2013)「薬物政策への新たな挑戦～ドラッグ・コートを越えて～」(日本評論社)

—津富宏編訳(2012)『キャンベル共同計画 介入・政策評価 系統的レビュー・第6号』

—津富宏編訳(2013)『キャンベル共同計画 介入・政策評価 系統的レビュー・第7号』(刊行予定)

—浜井浩一(2011a)「触法障害者の支援『司法と福祉の連携』を考える」(『ノーマライゼーション』第31巻4号)9～13頁。

—浜井浩一(2011b)「少子・高齢化が犯罪に与える影響とその中で持続可能な刑罰(刑事政策)の在り方～犯罪学からの提言～」(『犯罪社会学研究』第36号)76～106頁。

—浜井浩一(2011c)「少子・高齢化社会における犯

罪・非行対策～持続可能な刑事政策を目指して～  
 (『犯罪社会学研究』第36号) 4～10頁。  
 ー浜井浩一著(2011)『実証的刑事政策論～真に有効な犯罪対策へ～』(岩波書店)  
 ー浜井浩一(2012a)「触法高齢・障がい者の支援における刑事司法の問題点と社会福祉の役割」(『社会福祉研究』第114号) 2～11頁。  
 ー浜井浩一(2012b)日本の刑務所はなぜ社会的弱者でいっぱいなのか」(『ホームレスと社会』第6号) 15～20頁。  
 ー浜井浩一(2012c)「イタリアにおける薬物依存症の処遇」(『刑事弁護』第69号) 218～223頁。  
 ー浜井浩一(2012d)「メディアリテラシーとしての犯罪学」(『刑事弁護』第71号) 165～170頁。  
 ー浜井浩一(2012e)「再犯防止と数値目標」(『刑事弁護』第72号) 135～142頁。  
 ー浜井浩一著(2013)『罪を犯した人を排除しない～イタリアの挑戦～隔離から地域での自立支援へ～』(現代人文社)  
 ー浜井浩一＝津島昌寛(2012)「社会調査(世論調査)の理論と仕組み：『Trust in Justice』」の調査結果から」(『刑事弁護』第70号) 132～137頁。  
 ー犯罪社会学会編(浜井浩一責任編集)(2012)『持続可能な刑事政策とは・地域と共生する犯罪者処遇』(現代人文社)

【学会報告】

○第38回日本犯罪社会学会大会(2011年10月13日〔於〕立命館大学)オルガナイザー・赤池一将「シンポジウム・刑罰としての拘禁の意味を問い直す」  
 ○刑法学会関西支部会(2012年7月29日〔於〕姫路獨協大学)オルガナイザー・赤池一将「保安処分化する刑事罰と責任論・刑罰論の課題」  
 ○第16回国際犯罪学会大会(2011年8月〔於〕神戸国際会議場)

Ishizuka,S./Y.Maruyama,"The Concept of Japanese Drug Court: From Punishment to Harm-Reduction" in: 16 World Congress of the International Society of Criminology, August 2011, Kobe, Japan

○第4回アジア犯罪学会大会(2012年8月〔於〕韓国・ソウル)

Ishizuka,S.(2012),"A New Trend of Drug Treatment in Japan: from Punishment to

Harm-reduction.

Maruyama,Y(2012).,"Japanese Drug Policy: Compulsory and Coerced Treatment for Drug Addicts in Criminal Justice" in: Asian Criminological Society 4<sup>th</sup> Annual Conference, ○シンポジウム「『法と人間科学』という学融的領域が切り開く未来」(2013年1月12日〔於〕東京商工会議所国際会)(報告)石塚伸一「刑法思想史から」  
 「刑法思想史から」